

選挙運動のルール

「選挙運動」とは、各候補者の政見、政党の政策などを知り、誰を選出すべきかの判断の基礎となるものですが、選挙を公正に行うために、一定のルールを設けて、そのルールに従って選挙運動を行うこととされています。

選挙運動の禁止事例

満18歳未満の選挙運動



〇〇さんを
当選させよう!

満18歳未満の者は、一切の選挙運動が禁止です。

立候補届出前の選挙運動

選挙運動ができる期間は、**立候補届が受理された時から、投票日の前日まで**です。届出が受理される前の選挙運動は事前運動といわれ、禁止されています。

届出前ですが
よろしく!



認められていない文書の掲示や頒布



文書図画（ポスター、ビラ、立札、看板等）による選挙運動は、お金のかかる選挙の原因となりやすいことから、詳細な規制があり、**使用が認められたもの以外のものを使うことは禁止**されています。

候補者はもちろん有権者も、
選挙のルールを守ることが大切なね

